

正誤

令和六年六月二十八日（号外第百五十五号）公布外務省令第十三号（外務省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

六七ページ改正後欄中一行目は次のとおり誤り。

第十二条の二 削除

六八ページ改正後欄中一行目から七行目は次のとおり誤り。

6 開発協力連携室は、民間等の経済協力に係る活動（NGOの経済協力に係る活動を除き、国際機関等の経済協力に係る活動を含む。）との連携に関する事務であつて、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

7 開発協力連携室に、室長を置く。

8	NGO協力推進室は、民間等の経済協力に係る活動のうちNGOの経済協力に係る活動との連携に関する事務であつて、外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。	8	NGO協力推進室に、室長を置く。
9	同ページ改正前欄中一行目から二行目は次のとおり誤り。	9	同ページ改正前欄中一行目から二行目は次のとおり誤り。
2	民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。	2	民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。
ページ段	行	誤	正
四四〇上	一六第四項	第五項	
四四一上	五		
四四一上	九		
四四六上	七		
四四四下	四	事業所の職務	事業所以外の職務
四四五上	一四	この条、次条及びこの節及び次節	この条、次条及びこの節及び次節
四四六上	二	（設備）	（設備及び備品等）
四四六上	二〇	（管理者及びサービス提供者の責務）	（管理者の責務）
四四七上	一七	講ずるよう努めなければならない	講じなければならない
四四八上	三	指定相当通所	指定相当通所
四四九上	三	第三十六条、第三十七條及び第三十七條	第三十六條、第三十七條及び第三十七條
下	二	第一号通所事業	第一号通所事業
下	五	業として行うサービスの従業者	業として行うサービスの従業者
一三第九條			第十條